

六本松を中心とした
地域情報誌
毎月25日ぐらいに発行
＜編集・発行＞
㈱ジャパン・スマイルか
TEL 761-8800
FAX 752-2620



☆ ★ 1月の催し ☆ ☆

日時	催事内容	料金	お問い合わせ	TEL
1/14 (土)	科学体験広場 ～3つの科学工作をするよ♪ あそびにきてね!～ ○声で動くモール ○まわる浮沈子(ふちんし) ○ミニ凧づくり	無料	少年科学文化会館	771-8861
会場: 1階学習室 13:00～16:00 対象: 幼児(保護者同伴必要)、小・中学生 定員: 各コーナー100名 ※当日自由参加、無料				
1/22 (日)	演劇鑑賞会 劇団め組「はだかの王様」 ①10:30～11:30(10:00開場) ②14:00～15:00(13:30開場)		少年科学文化会館ホール	
会場: 少年科学文化会館ホール 対象: 幼児(保護者同伴必要)、小・中学生、一般 定員: 各回764名 ※各回開演1時間前からホール入り口にて 入場整理券を配布します。 ※申込不要、無料				
1/22 (日)	～音楽物語～「あらしのよるに」 会場/エネルギーホール ①11:00 ②13:00 ③15:00 (各回約30分) 定員/各回230名 ※各回1時間前に整理券を配ります。	無料	九州エネルギー館	522-2333
1/28 (土)	【映画会】映画 ドラえもん 新・のび太と鉄人兵団～はばたけ天使たち～ 会場/エネルギーホール ①9:30 ②12:00 ③14:30(各回1時間48分) 定員/各回230席 ※各回1時間前に整理券を配ります。 ※9:30からの整理券は9:00に配ります。	無料	九州エネルギー館	522-2333
1/29 (日)	【映画会】カース2 ※2D、日本語吹替版 会場/エネルギーホール ①9:30 ②12:00 ③14:30(各回1時間53分) 定員/各回230席 ※各回1時間前に整理券を配ります。 ※9:30からの整理券は9:00に配ります。	無料	九州エネルギー館	522-2333
1/24 (火) ～ 1/29 (日)	「木の匠展」 会場/2階NHKギャラリー 時間/10:00～17:00 木匠会のみなさんによる木の素材を生かした 工芸品やおもちゃなどの作品約50点を展示。	無料	NHKギャラリー	724-7001
1/31 (火) ～ 2/5 (日)	「食卓・飾卓・色卓展」 会場/2階NHKギャラリー 時間/10:00～17:00 食に関わるクリエイターたちのユニット 「aim」のみなさんによるテーブルコーテ ーの作品11点を展示。	無料	NHKギャラリー	724-7001

あけましておめでとうございます。

今年もよろしくお願い致します。

～今80才 まだまだ現役です!～

今回ご紹介するのは六本松2丁目、六本松商店街の「BAR BER カムラ」。
 店主の嘉村芳博さんは六本松のご出身、59才。
 「BAR BER カムラ」は昭和23年、現在の地下鉄六本松駅の駐輪場あたりで、
 両親が理髪店として開店。その後、父は亡くなりましたが母を主軸とし、私も昭和50年
 から一緒に働いています。平成2年に現在の場所に移転営業し今年で63年になります。
 今でも母をご指名で来られるお客様もあり、バリバリ
 現役の80才です。

◎店主の嘉村さんにとって家業を継ぐことに
 迷いは無かったですか・・・
 高校を卒業後、大名の理容専門学校へ行きこの道に
 入りましたが、働きぶりは父と母の姿を見ていました
 ので自然の流れです。
 ◎この仕事をしていて良かったと思うことは・・・
 資格が必要ですが理髪店でしか出来ないことに「顔
 そり」があります。この顔そりの技術で現在80才の
 母はご指名のお客様があります。長く続けられる仕事。
 また、張り合いのある仕事でもあります。

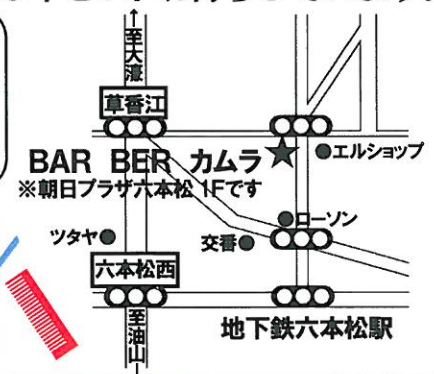


写真左から
 芳博さん・芳子さん・千江子さん

◎六本松は変わりましたか・・・
 確かに学生は減りましたが新しくマンションが建っているの
 が多くなっている。別の意味で若い人が増えていると思
 います。
 80才の母も毎日出勤します。お買物の時に髪のお手入れ・お顔の
 お手入れもしませんか?是非、お越し下さい。お待ちしております。

- 一料金一
- ★フルコース・・・¥3,300
(カット・顔そり・シャンプー・セット)
 - ★レディース顔そり・・・¥3,000
(マッサージ・バック付)
 - ★中学生・・・¥1,900 小学生・・・¥1,700

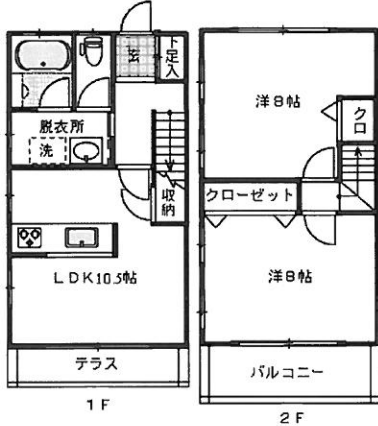
◆BAR BER カムラ◆
 場 所: 福岡市中央区六本松2丁目10-17
 朝日プラザ六本松1階
 営業時間: 9:00～19:00
 定休日: 月、第3月・火(盆・正月休み)
 TEL: 092-731-4922



レインボーヒル井乃浦

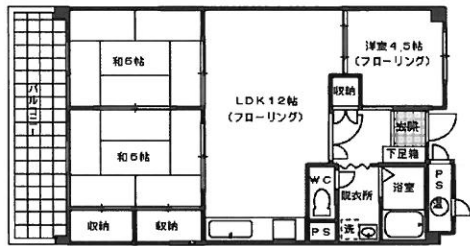
- ◆間取り.....2LDK
- ◆所在地.....中央区小笹4丁目
- ◆賃料.....77,000円
- ◆駐車料.....1台分無料

メゾネットタイプ!



ふよう笹丘ハイツ

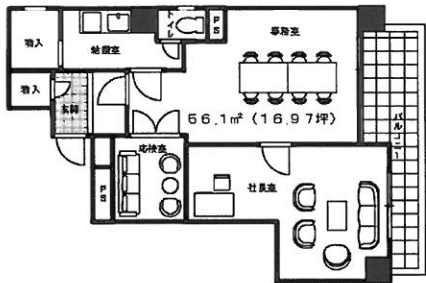
- ◆間取り.....3LDK
- ◆所在地.....中央区笹丘1丁目
- ◆賃料.....75,000円
- ◆駐車料.....5,000円



バス停目の前!
 笹丘ダイエー・サンクスそば!
 笹丘小・友泉中学校区!

大濠パークハイツ【貸事務所】

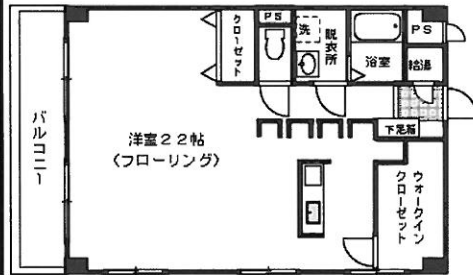
- ◆間取り.....図参照
- ◆所在地.....中央区草香江2丁目
- ◆賃料.....73,500円



税理士事務所などにオススメ!
 机・ソファ等そのまま貸出し可能!

シャンボール赤坂

- ◆間取り.....1SR
- ◆所在地.....中央区赤坂1丁目
- ◆賃料.....90,000円



事務所等にオススメ!
 広々22帖アンルーム!

上記物件のお問い合わせは 広告有効期限H24/1月末 媒介

(社)福岡県宅地建物取引業協会 福岡県知事免許(8)8407号

地域密着型不動産ジャパンでスマイル!

(株) ジャパン・スマイルか

中央区六本松4丁目9-4 TEL 761-8800

Eメール iruka-japan@par.odn.ne.jp ホームページ http://www.iruka-japan.com

～医療費が高額になりそうなら～

病気やケガで医療費の支払額が高額になった場合に、申請すると一定額(自己負担限度額)を超えた分が、年齢によって①70歳未満②70歳以上75歳未満③75歳以上に分けられた上、後日自己負担限度額の超過分が国保または広域連合から払い戻しが受けられます。

入院などで医療費の支払いが高額になる可能性がある場合は、予め区役所の保険年金課に申請して「限度額適用認定証」の交付を受け、この「認定証」を医療機関に提出すると自己負担限度額以上の金額の請求は受けなくなります。

交通事故や労働災害では原則国保は使用できませんが、自転車事故の場合は国保が使用できますし、加害者不明の場合や労災認定が未決裁の場合などは他保険が使えないので、保険年金課の承認により国保が使用できます。外来の場合は高額医療費貸付用紙の交付を受ける必要があります。

◎高額医療費限度額の計算基準◎

- 一人の被保険者について、同一月内に、医療機関ごとに計算します。
- 入院、通院、歯科ごとに計算します。
- 入院時の食事代や差額ベッド料、歯科の自由診療など保険診療の対象とならないものは除きます。
- 世帯合算ができます。その人が同じ月内に21,000円を2回以上支払った場合その超えた分が世帯合算の対象額です。
- 高額医療費の限度額が4ヶ月以上続く場合は4ヶ月目からが限度額が下がります。従って、4ヶ月以後は自己負担額が減少します。
- 高額医療費の対象世帯に介護保険の受給者がいる場合に、介護保険の高額介護サービスを支払った場合、医療費と介護サービス費合計額が年額で計算できます。

70歳未満の医療費の自己負担限度額

所得区分	証区分	限度額	
		過去12ヶ月の高額該当3回目まで	4回目以降
上位所得者 ¹	A	150,000円 (500,000円超は、超過分の1%加算)	83,400円
一般	B	80,100円 (267,000円超は、超過分の1%加算)	44,400円
市民税非課税世帯 ²	C	35,400円	

1.上位所得者とは、国保の基礎控除(33万円)後の各人の所得に国保加入者全員分の合計額が600万円を超える世帯
 2.市民税非課税世帯とは、国保の被保険者全員が市民税非課税(所得割も均等割もかかっていない)世帯

70歳以上75歳未満の医療費の自己負担限度額

	70才以上75歳未満		国保世帯全体 C	
	外来 A (個人単位)	外来+入院 (世帯単位) B	過去12ヶ月の高額該当3回	4回目以降
現役並み所得者 ³	44,400円	81,000円+1% ※3回目後は44,400円	一般 80,100円+1%	44,400円
			上位所得者 150,000円+1%	83,400円
一般	12,000円	44,400円	一般 80,100円+1%	44,400円
			上位所得者 150,000円+1%	83,400円
低所得II ⁴	8,000円	24,600円	市民税	
低所得I ⁵	8,000円	15,000円	非課税世帯	35,400円 24,600円

75歳以上

	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一般	12,000円	44,400円
区分II ⁶	8,000円	24,600円
区分I ⁷	8,000円	15,000円

3.現役並みの所得者は、医療費の自己負担が3割ですが高額医療費の自己負担限度額でも高くなります。その世帯の70歳以上75歳未満の国保世帯員を対象とします。
 4.国保の世帯全員が市民税非課税の場合、該当する。
 5.国保の世帯全員が市民税非課税の場合、税の所得額が0の場合に該当します。この場合の年間控除額は80万円です。
 6.国保の世帯全員が市民税非課税の場合、該当する。
 7.国保の世帯全員が市民税非課税の場合、税の所得額が0の場合に該当します。この場合の年間控除額は80万円です。

賃貸物件・売買物件募集

!!